

338.55
SH 95

株式
會社

商業興信所五十年誌

同所編



* 0028303000 *

0028303-000

338.55-SH95ウ

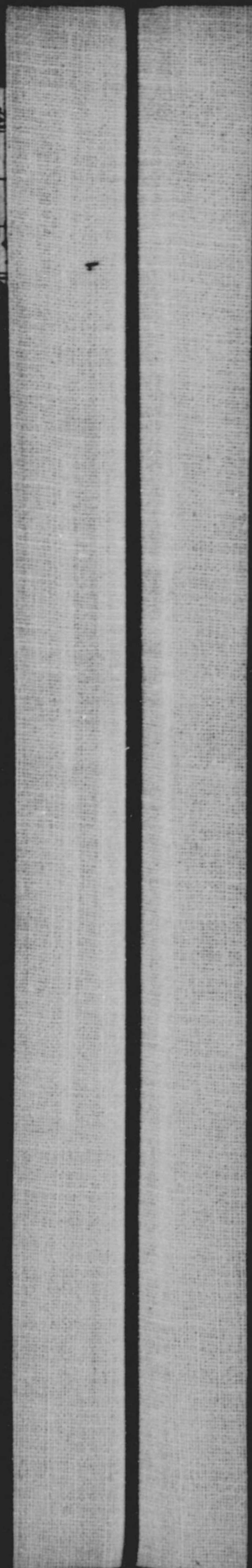
株式会社商業興信所五十年誌

商業興信所

昭和17

ADI

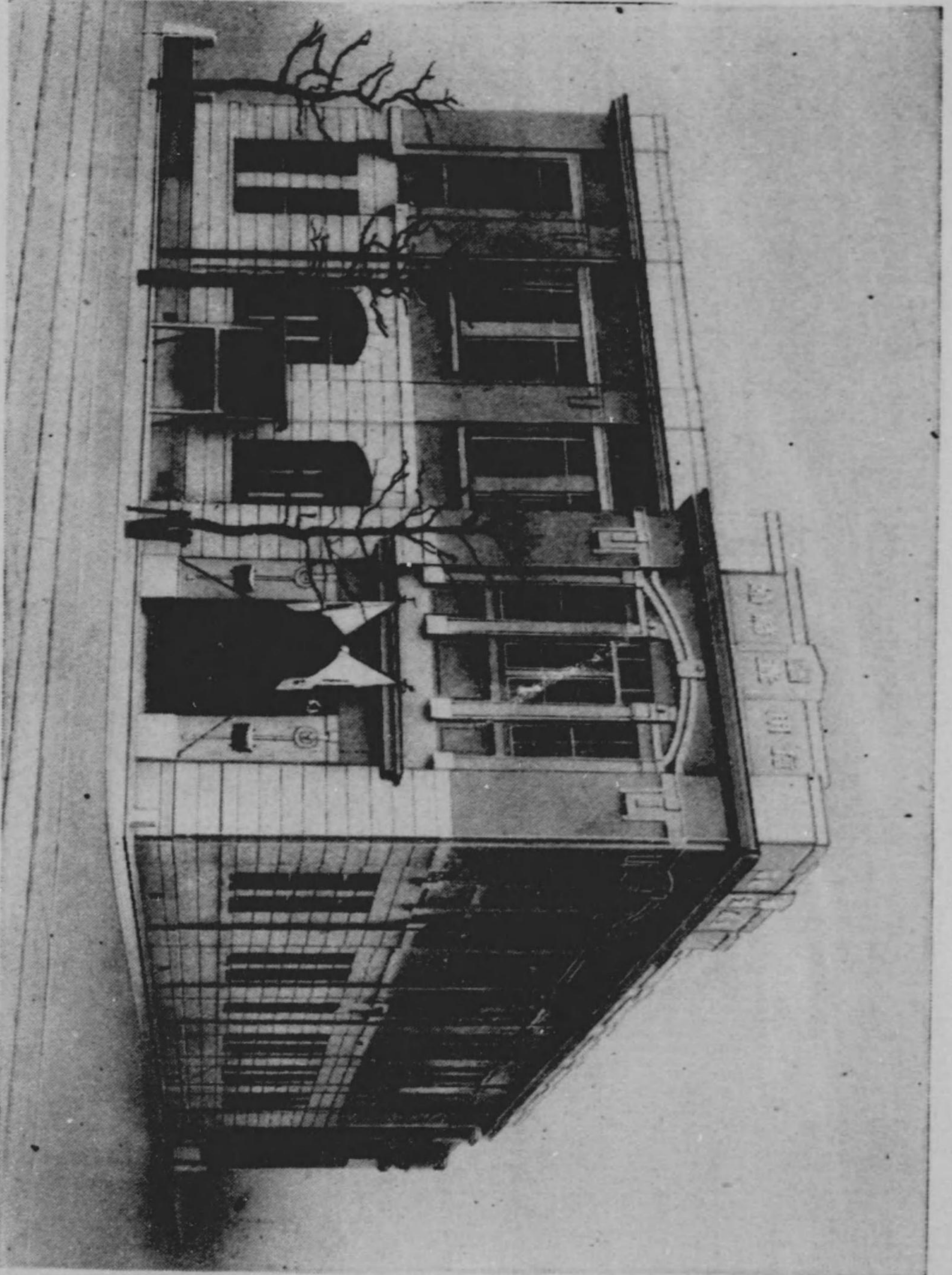
91
203



91
205

株式會社
商業興信所五十年誌

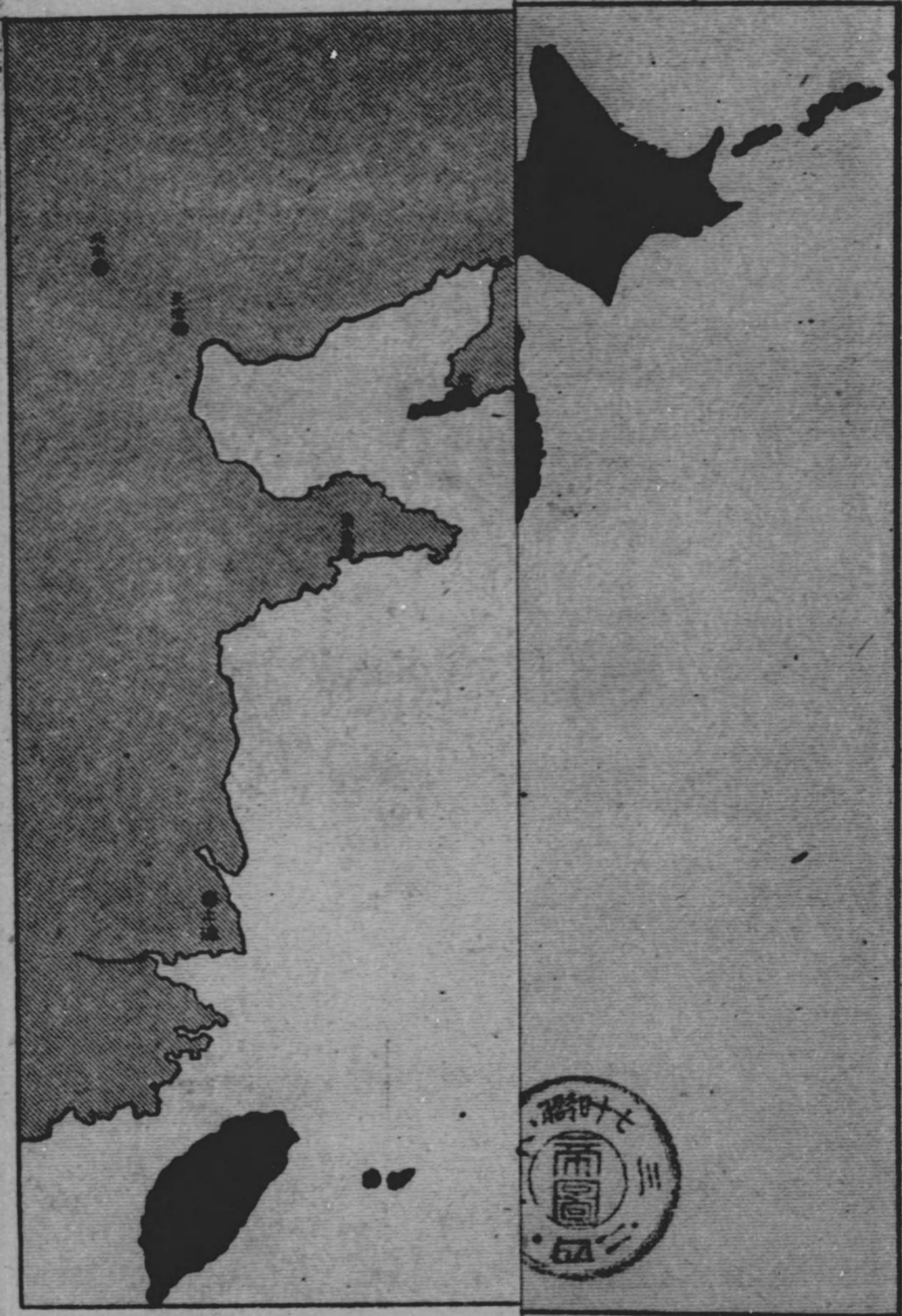
338,55
5495



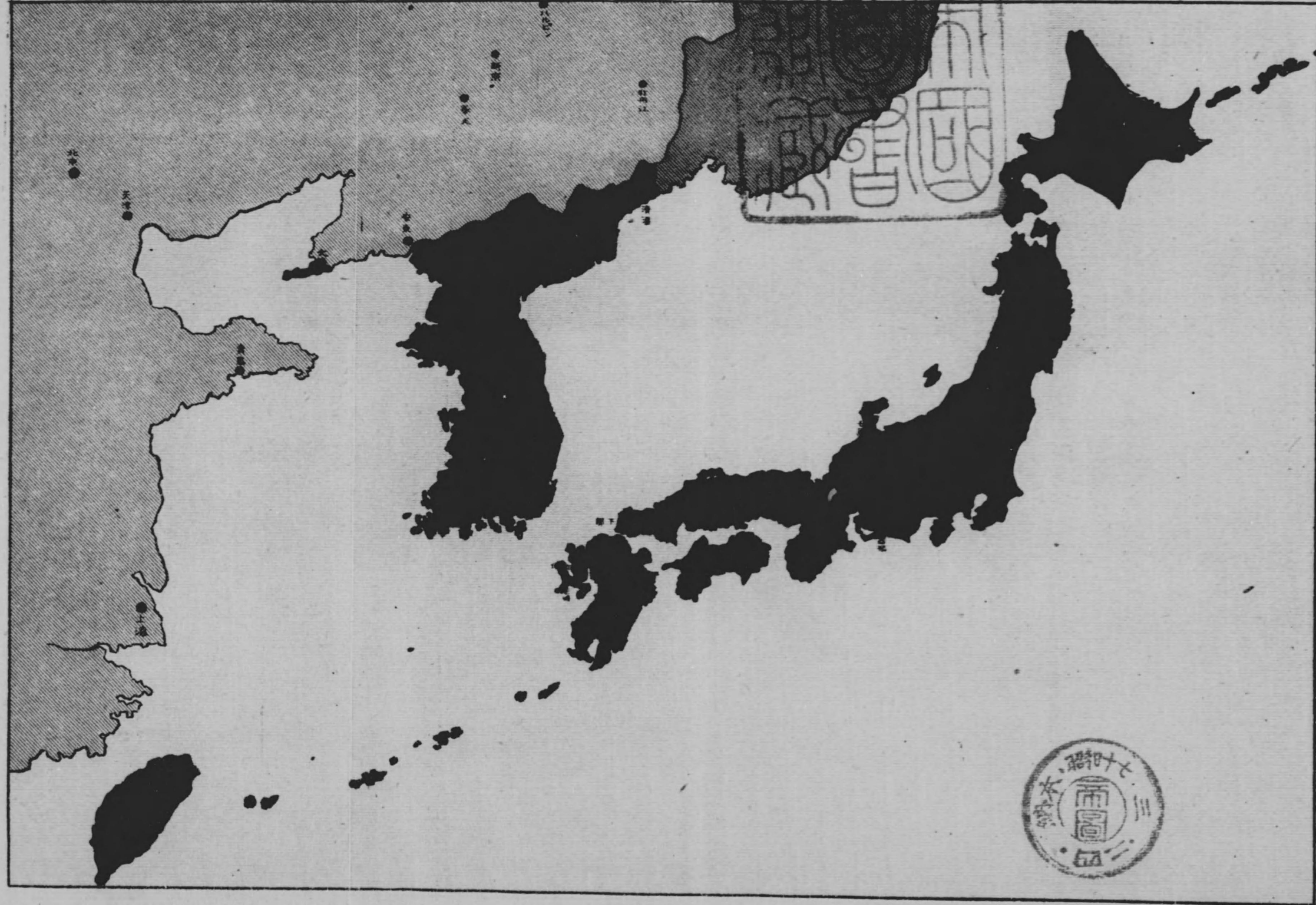
大 阪 本 所

013

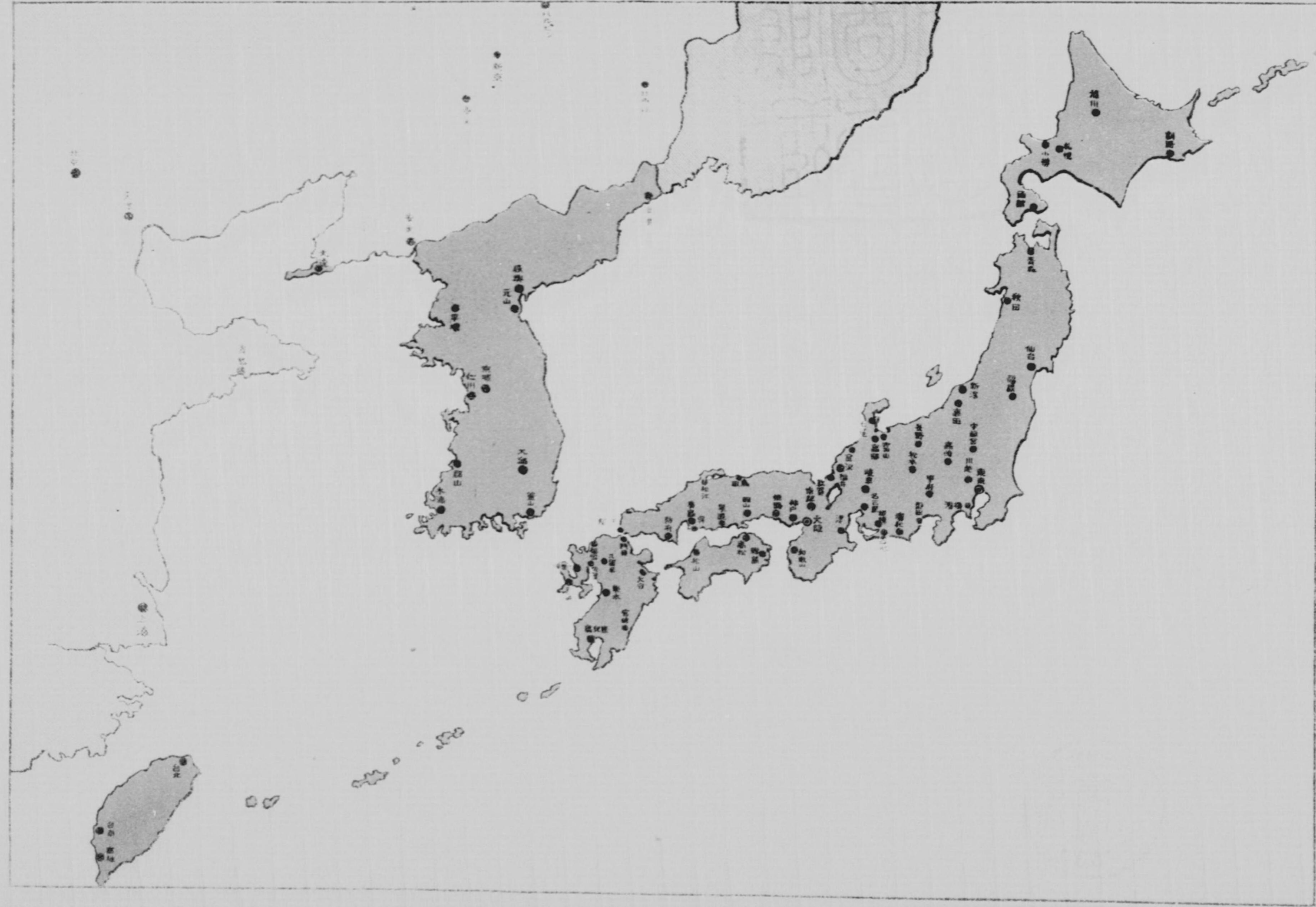
北



當地所在所營業光緒二並所當



當所並二連絡先營業所所在地





長總元者立創
造脩山外





良元野牧 長所元



郎三兵原板 長所元



躬直部阿 長所元



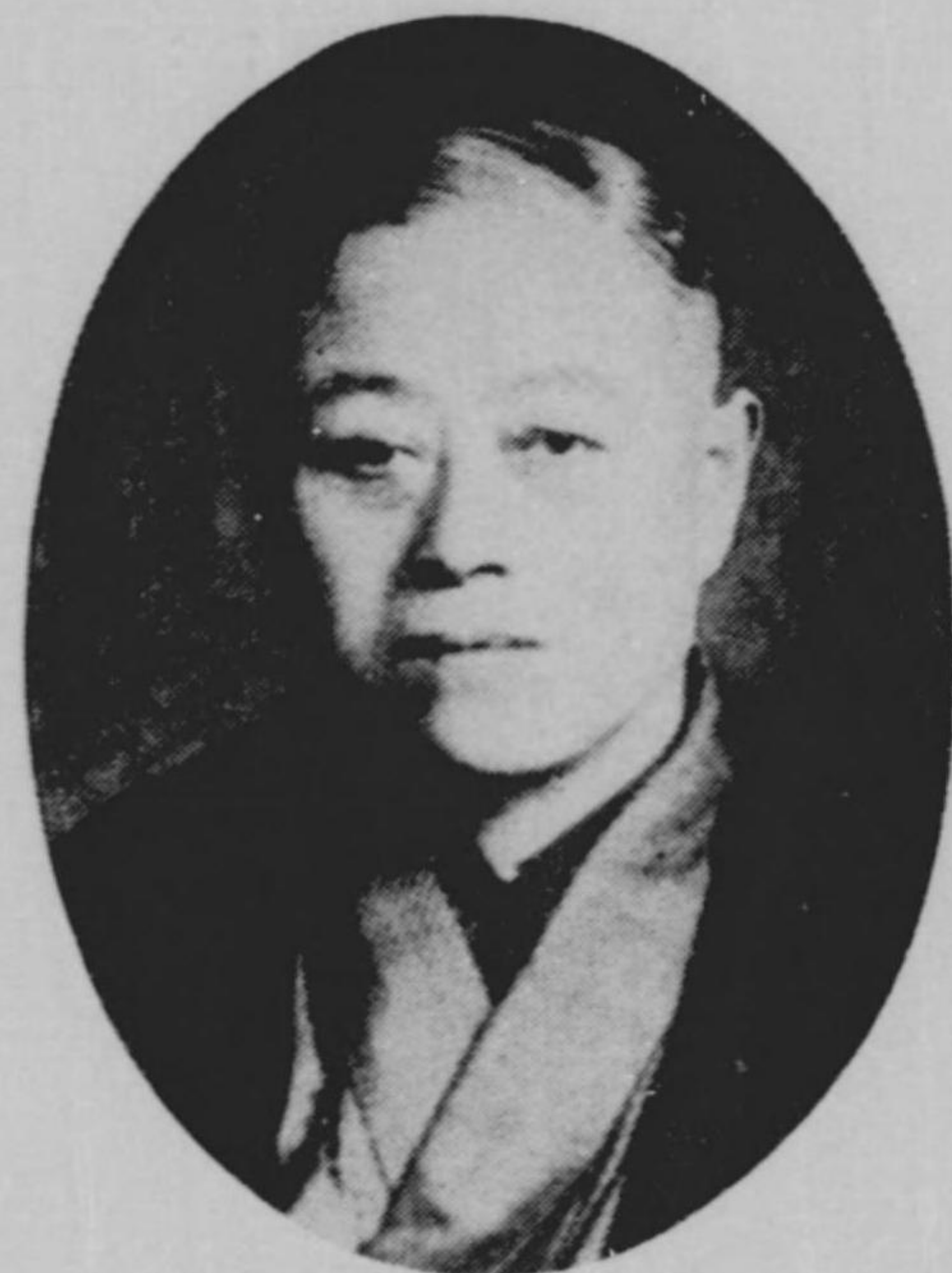
元取締役 外山捨辻



元會計監督 越野嘉助



元會計監督 芦田安三郎



一安田 芦 役查監元



吉直原板 事理元



造耕野永 事理元



郎次貞谷 蒔 事理元



現 所 長
大 森 吉 五 郎



元 野牧 役締取現



義忠津中 役締取現



彦芳田山 役締取現



行弘田本 役録取現



雄確島矢 役録取現



松秀山外 役査監現



次政嶋三 役査監現

はし ながき 昭和十七年四月一日を以て輝かしく創業満五十年を迎へました。

此の間即ち創業時代擴張時代全盛時代を経て今日の安定時代に達したので

あゆまず、想ふに當所は本邦に於ける斯業の鼻祖として明治廿五年四月初

め、職々の聲を揚げたもので、爾來堅忍能く守勢の難を切抜け之れを今

に大成せしむるまでには先人諸氏の苦心容易ならざるものがありました。

守勢の難を擔當して今日の基礎を築きたる初代板原理事を初め牧野、阿部

板原の各歴代所長の奮勵努力と職員一同の忠實精勵の幾す處であることを

深く銘記せねばならぬと同時に、外にありては創業以來當所の事業に多大



の援助を賜りたる日本銀行初め大阪貯蓄銀行、第十三国立銀行、第三十二
国立銀行、第四百十八銀行の恩を特記し、次で山川勇木氏、片岡直輝氏、
吉井友兄氏、井上準之助氏、平賀義美氏、永田仁助氏、清水賢一郎氏、石
原操氏、松山孝平氏、吉田八十綱氏、又朝鮮開拓に就ては市原盛宏氏、木
村雄次氏、吉田雄太郎氏の諸氏、次で臺灣開拓には中川小十郎氏、又後年
には田中鐵三郎氏、中根貞彦氏、岡田才一氏、株式會社住友銀行、株式會
社三和銀行、株式會社野村銀行等何れも當所のため多大の支援を與へられ
たことを銘記する次第であります、從つて之等先人諸氏の意思を尊重繼承
し前途益々健全なる發展を圖らざるべからざる重大責務を課せられてゐる
が、又一方時代の變遷進歩は徒らに傳統を墨守するのみでは到底現代に副
はざるものあるに鑑み、余は就任早々諸般の刷新改善に着手し先づ所内有



函 917
號 203

能の士を重用陣容の整備、待遇の改善を斷行して所内の空氣を一新する外
尙ほ進んで大陸への進出をも計畫し着々實現しつつあるのであります、又
大阪府下の信用告知業者を整理統合して斯業の淨化を計る等一面國策にも
順應對處して聊か興信報國の誠を披瀝したのであります、時恰も大東亞戰
に際會し内外時局多端の折柄、皇國の彌榮を祈願すると共に益々所運の進
展と業務の刷新を計り以て各位の御期待に副はんと欲する決心であります
茲に輝しき當所五十周年を記念するに當り、聊か五十年誌を編纂して先
人の洪業を顯彰すると共に、之れを大方諸賢に謹呈して感謝の微意を表せ
んと欲する次第であります、が何分其用紙裝幀に至つては時局下材料資源難
の折柄につき、美裝と内容を省略し只貧弱なるパンフレットとして當所
五十年の歴史を傳ふるに止めた苦衷を諒とせられ、尙ほ將來一層の御援助

件に就て……海外興信所遷移……東京興信所買取……山陽四國の銀行觀察……會津大蔵大臣の常所觀察……外山所長の名稱を總長と改稱……創立十周年記念宴……米國ダン興信所加奈陀支所總支配人來訪……松方侯爵觀察……米國興信事業觀察……手形割引調と物産名古屋支店……二三發起銀行と興信所との紛論……信用告知業取締規則發布……獨逸興信所持主令息の來訪……阿部書記長理事に昇進……外山總長辭任……牧野氏專務理事に昇進……外山捨造氏相談役就任……外山捨造翁に對する金品贈呈に就て……本所營業所の改築……北濱銀行の破綻に就て……常務理事並に理事昇進……戸田安一氏監事就任……財界大反動……合名會社組織に變更……三十年記念史出版……關東大震災……牧野所長辭任

五 阿部所長時代……………三五

阿部直朝氏所長就任……執務規程改正……昭和二年の財界大恐慌……日報輪轉機操付……財政緊縮政策……株式會社へ改組……板原氏常務取締役に就任……實

六 板原所長時代……………三九

本金の減増費……阿部所長の苦境時代……英文日報廢止……阿部所長滿期退任
板原兵三郎氏所長就任……職制一部改正……結婚調査兼營……監查役増員……板原所長辭任

七 大森所長時代……………四〇

大森吉五郎氏所長就任事情……大森所長の諸改革……職制改正……經理事務の統轄……所員待遇改善……所員退職慰勞金規程改正……所報發行……支所出張所の増設と昇格……回報様式改善……諸給與規程の改正……在外手當支給規程制定……業務監査……所員初任給と試用制……取締役増員と監查役更迭……人事結婚調査部新設……商工相談部設置……大阪府下興信所吸收合併……大森所長、三輪監查役更任……外山取締役退去

八 結 語……………四七

附 錄……………四九

營業所々在地…本所…支所…出張所…派出所

八 附 録

三 阪神支店 林山 野村 實業主

四 兵庫支店 岡田 隆 大坂 三井 銀行 大阪 支店 大坂 支店

五 京都支店 河野 清三郎 京都 支店 京都 支店 京都 支店

六 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

七 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

八 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

九 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

十 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

十一 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

十二 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

十三 大坂支店 大坂 支店 大坂 支店 大坂 支店

株式会社商業興信所五十年誌

創立者の概歴
商業興信所の沿革を述ぶるには先づ創立者たる外山翁の概歴を挙げねばならぬ。外山翁は天保十三年十一月十日、和歌山県片田舎に生れたが幼にして學を好み、弱冠を負ふて江戸に出で、幕府の開成校に入り、又有名なる蘭學博士、政で陽明學者であつた河井繼之助の薫陶を受けたことがある、明治維新となり、洋學の隆興するにつれ、翁は率先福澤門下の慶應義塾に入り、茲で泰西の學を修め、當時既に同輩の間に頭角を現はして居た、明治十一年大藏省に出仕して銀行課に勤め、果進して權大屬に進んだが、明治十一年官を辭し、滋養業、氏、の權で大阪第三十二國立銀行（浪速銀行の前身）後十五銀行に合併し、總監役に聘せられ、傾きかけた同行の行運を挽回して大に功績を挙げた、又明治十五年日本銀行の創立せらるゝや、松方大藏卿の抜擢に逢ひ、初代の理事兼大阪支店長として一躍關西金融界の實權を掌握するに至つた。翁は在任中商業手形の流通を奨励し、又倉庫事業等の開始を勧誘して財界の爲大に盡すところあつたが、明治十



一

八年日本銀行を辭し爾後二ケ年間終々自適の境地に身心の靜養に努めた結果元氣恢復したので明治二十年商工業觀察のため歐米を巡遊し翌二十一年種々新智識を齎らして歸朝した、其の翌々の二十三年に大阪貯蓄銀行を興し其の副頭取となり、次で商業興信所の設立を發表する外大阪倉庫會社、大阪倉庫工業會社、阪神電鐵會社其他多數の新事業を創立する等大阪事業界のため多大の貢獻を爲したことが人の知る處である。

二 創

前

當所は外山翁概歴に於て述べたる如く翁が明治二十年歐米觀察の際彼地に斯種事業の財界に貢獻する所多きものあるを知り、歸來之れにヒントを得て我國に此の事業を開始したものである、されど我國としては實に未曾有の新計畫にして之れに對する外山翁の苦心は殊の外甚しきものがあつた、先之外山翁は明治十七年日本銀行大阪支店長時代阪地銀行業者を集めて手形割引獎勵の談話を試みたことがあつた、翁は當時既に手形割引を爲すには營業の内容及資産信用の如何を調査するの必要を感じて居たが、素より興信所の如き専門の調査機關には想ひ到らず唯銀行業者をして自ら是等の調査に當らしめば自家の用を辨し得べしと考へた位であつた、然るに前述の如く明治二十年歐米を巡遊するに及び始め

て信用調査を専業とする興信所のあるを知り、銀行の手形割引は勿論將來我國一般の信用取引をして益々發達増進せしむるには之が機關たる興信所を開設せざるべからざる所以を痛感するに至つたのである、翁は此新智識を齎らして歸朝したが明治二十三年大阪貯蓄銀行を興し副頭取となり其他各方面の事業に没頭したるため、興信所の設立は暫く之れを後日に譲るの餘儀なきに至つた。

創立決定 前記の如く當所の創立は一時延期の已むなきに至つたが、明治二十四年七月外山翁の友人にして當時正金銀行神戸支店長であつた山川勇木氏の勸説もあつたので、多少の困難障礙は覺悟の上で興信所の設立を決し、先づ自己の經營せる大阪貯蓄銀行を首唱者とすると同時に同行の組合銀行とも云ふべき第十三國立銀行、第三十二國立銀行、第四百十八國立銀行の三國立銀行とも協議し其承諾を得たので、以上四銀行を發起銀行とし之より年々三千圓の出金を爲すことを取極め、更に同年七月二十二日大阪市内主なる銀行業者三十餘名を市内堺卵樓に招待し、興信所設立に賛成を求むると同時に斯業の必要なる所以を詳述したが、出席者は容易に賛否の言を吐かず何れも未聞の斯業なれば篤と勘考の上返答すると述べて退散した、其の後餘程の日子を経て該出席者の重立ちたる向きから、我大阪市内に於ける國立私立の各銀行及び一己人にして金貨業を營むものが擧つて賛成するならば我々も賛成するであら

うと體のよい斷りの挨拶に接した。是に於て翁は到底多數の賛成者を待つて事業を興すことの困難なるを察し、日本銀行に就き川田總裁及川上理事に特別贊助を乞ひし處、二氏共快く之を承諾し日本銀行大阪支店より年々二千圓の補助出金を爲して事業の成立を助くるとの回答を得た、即ち發起銀行の出金三千圓と日本銀行の補助金二千圓を合はすると五千圓となるので、翁は愈々之を經費に宛て他に全然資本の用意なきも敢然として事業に着手する決心をした、是れ實に明治二十四年秋十月の事である、而して此事業たる我國未曾有の企劃にして其手段方法頗る困難なるを以て、之が目的を達せんには充分の熱意と根氣とを以て打掛らねばならぬより、翁自身も之に當るの決心を爲し前年商業會議所會頭に推舉せられし際の如きも此意向を述べて辭した程であつたが、明治二十五年二月の衆議院總選舉に府下第二區の代議士候補に推薦せられ、其他關係諸会社の用務漸次多端を加へ來り到底自ら之に當ること能はざるに至つたので、大阪財界の重鎮松本重太郎氏の勸説により當時大阪府參事官兼勸業土木兩課長たる板原直吉氏に着目し數次交渉の結果遂に同氏の承諾を得たので愈々氏をして創業の難局に當らしむることゝなつた。

創立開始 創業の準備整つたので明治二十五年三月愈々發起人會を開き役員選舉の結果翁は所長に（

後年總長と改む）甲谷健兵衛、草間貞太郎の二氏は會計主任（後年會計監督と改む）に當選、而して豫定の如く板原直吉氏を理事に任用し外山氏に代りて經營の任に當らしむる事となつた。所名を商業興信所と名づけ營業所は西區土佐堀二丁目第一銀行大阪支店の所有に係る家屋を借入れ、茲に商業興信所の看板を掲げ同年四月一日より愈々業務を開始したので同年四月九日附を以て大阪府廳へ創業の旨を届出た、而して此興信所と云ふ商號も創立者たる外山翁の案出命名したるもので實に本邦に於ける斯界の嚆矢である、因に當初外山氏は信用通信所と云ふ名稱を用ゆる考へであつたが、元來商業上信用を興す所であると云ふ考へから後に商業興信所と命名した由である。今日より見て興信所と云ふ名前は餘りにも通俗的であるが翁の此の名稱を創案する迄には少なからず苦心されたのである、然るに興信所の報告が嚴正であつた爲め從來外面を街ふて誇張してゐた山師風の商人等が不利を感ずるに至り、これらの徒聲は我所に對し興信所でなく廢信所であると頻りに誹謗惡言を放つ者もあつた。

事業手續の困難 當商業興信所は我國に於ける斯業の鼻祖にして未だ人口に膾炙せざりしため、當時世人は興信所の名を聞き奇異の感を抱くので所員が官廳や會社商店等を訪問するときには先づ趣意書や發起人の顔觸れなどを印刷したものを示し且つ事業の性質を説明して先方の理解を求めて居た、幸に

大阪府知事山田信道、同内務部長高崎親章の諸氏が同情を表して援護を惜まれざりしと、發起人の顔觸れが鴻池、山口、平瀬系の人々で當時大阪實業界に尊敬される地位に在つたので、世人も之を見て興信所は山師の仕事ではないと信じたのであつた。併し我興信所の向ひにある尊光寺の住職某はその横家や悪意先などを訪問する毎に、私の町内に妙な商賣が始まりましたと濁れ廻つたといふことであり、又船場邊の大植那がその子息達に向つて此度興信所と云ふ信用調査機關が出来たので油断はならぬぞ、品行を慎まねばならぬぞと戒めたといふ風聞もあつた程である。

開業披露宴と鴻池氏 多年の計畫が實現したので我興信所では開業披露として阪神の銀行家を堺卯樓に招待して一席の粗宴を催ふした、その時大阪では貴公子抜ひをうけ披露宴などには滅多に出席しなかつた鴻池銀行頭取鴻池善右衛門氏がどういふわけであつたか招待に應じて出席された、堺卯樓では意外の賓客に大いに驚き女將始め一同が玄關の式臺に平伏してお迎へするといふ騒ぎであつた。當時鴻池の勢力は大阪第一にて住友家の上にあつたのである。而して鴻池氏は二階座敷の正座に着いたが其の威風に恐れてか他の出席者は鴻池氏の近くに着席するものがなく宴の終るまで同氏の近邊は空席のまゝであつた。此の一事が偶然にも當所に好影響を興へ興信所はエライものじゃ鴻池さんさへ出席するといふ

風評が立つに至つた。

創業披露 愈々開業の準備が出来たので發起人連署の上大阪府知事並に大阪市西區長に對し左記の如き回書を提出した。

御 届

一、今般私共申合せ商業興信所なる者を發起致し當市西區土佐堀二丁目二十二番屋敷へ創立事務所を設置仕候に付別紙申合規則書寫相添へ此段御届申上候也

明治二十五年四月九日

大阪市北區中之島二丁目二十二番屋敷 發起人總代 外山 脩 造

(註大阪貯蓄銀行副頭取)

同市東區北濱二丁目二百十番屋敷 同 蘆田安三郎

(註第十三國立銀行取締役兼支配人後の鴻池銀行の前身)

同市東區今橋四丁目五番屋敷 同 永田彦作

(註第十三國立銀行副頭取後の鴻池銀行の前身)

同市東區今橋五丁目四十一番屋敷 同 草間貞太郎

同市北區中之島二丁目百五十三番屋敷 同 (註第十三國立銀行取締役後の鴻池銀行の前身) 甲谷權兵衛

同市東區高麗橋詰町八十五番屋敷 同 (註第三十二國立銀行副頭取浪速銀行の前身) 矢嶋清七

同市西區土佐堀裏町十三番屋敷 同 (註第三百四十八國立銀行副頭取後の山口銀行の前身) 西田永助

同市東區淡路町一丁目三十番屋敷 同 (註第三百四十八國立銀行取締役兼支配人後の山口銀行前身) 越野嘉一助

大阪府知事 山田 信 道 殿

大阪市西區長 白男川實福殿

以上

以上

以上

以上

以上

三 外山 總長 時代

板原直吉理事専任 外山脩造氏は華城財界の重鎮にしてその關係せる事業は十指を屈するも尙及ばざる程であつたため、前述の如く當時大阪府参事官板原直吉氏を理事に招聘して専心興信所の經營に従事せしめたのである、當時大阪府参事官といへば官界に於ても相當の地位を占めてゐたのであるが、これを弊履の如く抛つて當所の理事に就任した一事は、如何に當所の事業が公共的であり且つ如何に斬新な企畫であつたかを想見するに足るであらう。

板原氏の準備作業 信用調査に必要なは有價證券と不動産の状態である、板原理事は曩に山田大阪府知事に辭表を提出したが同知事の好意で一時非職となつたので、此の期間を利用して府の下僚に命じ諸會社の考課狀を集め之に由つて大阪市内の所有株券調査をやらせ、又大阪市内に於ける重なる資産家の身代見込調べ其他諸種の參考資料を集めて興信所に持参した外、府立大阪商品陳列所幹事各務誠吉氏(後年東京財界の大立物となつた)や熊谷謙吉氏(英學者、板原氏に引かれて大阪府廳へ奉職中)に托して海外興信所の概況調べをもさせた、又不動産調べには可成りの苦心を拂はれたようである、當時大阪市内に不動産を有する者少なく又正味身代十萬圓を有するものは資産家に數へられたる程で今日よ

り思へば實に嘘の様な話である、元來商家本位の都會であり自家資金は可成商賣に融通せねばならぬので不動産に資金を固定さする餘裕が無かつた、従つて家屋敷を所有する者は資金に餘裕あるものとして當時一般から金持ち扱ひにされた譯である、依て板原理事は茲に着眼して大阪市内及び大阪市を廻る二十一個の區役所及び町村役場に於ける土地臺帳（名寄帳）全部を寫取ることにしたがこれは中々の大仕事であつた、板原氏は着手に先立ち高崎大阪府内務部長に乞ふて郡區役所に對し與信所の爲め便宜を圖れといふ通牒を發して貰つた、此の如き事柄は永く官界に在りし板原氏の力でなければ到底普通與信所の手では成し遂げ得られない業である、斯の如く不動産臺帳の寫取りに着手すると同時に大阪市全体に涉り各町村別の不動産評價表を作らねばならぬ必要を生じた、そこで板原理事は或人の紹介で南區綿屋町に住む口入師（不動産賣買及び不動産抵當貸金の仲介業を云ふ）宮崎宗太郎氏に頼んで評價して貰ひ又之れに要する市内各町の地圖は板原理事が府の土木課員に頼みて調製して貰つた、又高取某といふ口入師に依頼して別に北區邊の補足評價をもさせた、之れに依て略ぼ市内に於ける不動産評價の基礎が出来たのである、因に當時大阪市内にて土地建物評價の最高場所は東區順慶町通、心齋橋筋角及び北區天神橋北詰邊並に堺筋の長堀橋附近であつた、以上の土地評價表が出来上つてから銀行其他よりの不

動産問合せに對し直ちに回答が出来るやうになり審問者もこの回報を重寶視するに至つた。

灘酒造家の恐慌と當所 當與信所が明治二十五年四月呱呱の聲を擧げて未だ間もなき同年十月のことである、兵庫縣下灘酒造界に一大不詳事件が勃發した左に其の経緯を述べて當所か之れに對し如何なる處置を取つたかを記して見よう。

これは東京の酒問屋打田梅太郎氏（灘出身）が破綻のため同人と手形關係ある灘酒造家連が多額の影響を受け延て灘酒家銀行が危殆に瀕したといふ事件である、當時日本銀行大阪支店では松方藏相が灘酒造家連と懇意の間柄であるのと且つ同支店が灘酒家銀行に對し手形再割引を行ひ居る關係上此の事件を重視し我與信所へ對し灘酒造家及び灘酒家銀行の動靜を探りて報告するやう要求された、依つて當所で特に阿部書記長（後年所長）を御影に派せて晝夜同地方の狀況を探り又酒家銀行を訪問して常務取締役の岡崎藤吉（神戸の岡崎忠雄氏の父）牧野惟雄の二氏に面會し、同行現在の貸借對照表や其他の閱覽を求めこれを寫取りて日銀支店へ報告した、開業早々の出來事であつたが能く與信所の機能を發揮して大に面目を施した。

本舖商界の大恐慌と内報

板原理事は病を養ふて須磨に在り實務に就く能はざりしを以て前記阿部書

記長が所務を代行せる明治二十六年十月の出来事である、大阪の木綿商界に大恐慌起り數十名の支拂停止者を生ずる等大阪財界に一大衝動を興へた、先之木綿商間に盛に手形の授受行はれたるの餘り融通手形を作成濫用することが流行し、就中大村彦兵衛といふ木綿商の如きは他人より手形裏書を頼まれるれば直にこれを應諾し無暗に他人の手形に裏書をなせしかば、木綿商仲間にては同人を目して木綿屋の幡隨院長兵衛と稱し大に崇めたさうである、然るに此の幡隨院長兵衛が眞先に支拂を停止したので木綿商は將棋倒しとなりて支拂を停止した、茲に一挿話がある或銀行は木綿商大村の事を我興信所に聞台せたるに其の回報中「木綿商間の幡隨院長兵衛」とあつた一語に感じ取引を見合せたる爲め木綿商の恐慌起りしも幸に損害を免れたといふ、尙一つ傳ふべきは此の木綿商恐慌の際興信所としては一般加盟者に對して早く警戒内報を發せねばならぬ責任がある。然るにこの警戒内報を發出するときは興信所の創立に最も同情を表し常に援助を興へてくれた第一銀行大阪支店（木綿商に取引關係多し）に不利を及ぼす結果となるので阿部書記長は密に心痛し外山氏を訪問して語るところありしに、外山氏は直に「それは仕方がない所謂大義親を滅すといふものじゃ」と訓へられたので阿部氏は豁然として倍り早速警戒内報を發したが之れが當所に於ける内報の嚆矢で爾來躊躇することなく重大問題の發生する毎に金融業者其他に

内報を發して注意を喚起せしめ興信所本來の使命達成に邁進して來た。

板原理事の死去 大阪府参事官の要職を抛つて敢然當興信所の經營に乗出した板原理事は、不幸就任日尙は淺くして病魔の冒す所となり地を須磨に移し療養を努めて居たが藥石効なく明治二十七年二月遂に流焉として歿した。偉才を抱きながら此の早逝は自他のため誠に痛惜に堪へざる處であつた。

四 牧野所長時代

牧野元良氏理事就任 牧野元良氏は板原理事病歿の後を享けて當所理事に就任後事務理事となり更に大正九年七月合名會社に組織變更の際代表社員所長となり大正十二年十二月阿部直躬氏に後任所長を譲り顧問となるまで實に廿九年の長き間克く守勢の難を切抜け當所大成の基礎を築きたる功勞者にして五十年誌上正に特筆すべき恩人である、左に各種企業に就き發展の跡を述べて見る。

營業所購入 當興信所は創業以來借家を以て營業所に充て來たが外山氏は之れを面白からずとなし斷然他より購入することに決心し其旨板原理事に傳へたので板原氏は北濱五丁目御堂筋角の家屋敷（約二百坪）を尾崎某より買入れ之れに營業所を移したが、其後北濱銀行頭取岩下清周氏の斡旋で之れを東京人外山某に轉賣（外山某は其跡を日本ホテルと稱し旅館業を經營）したので之れに代るべき營業所を物

色中の折柄偶々東區北濱三丁目井池筋角に舊日本生命保險會社跡が空家となり居るに着眼し、牧野氏は早速同社へ買受の交渉を試みたる處之れと前後して貿易商岩井勝次郎商店も亦此の土地建物に目を着け双方競争の姿となつたが、牧野氏の熱心努力其の功を奏し遂に該物件は當所の手に歸することとなりしは誠に牧野氏の功績と云はねばならぬ、爾來四十有餘年當所は此の一角に占據して興信報國の誠を標榜し終始一貫財界指導の任に當つて來たことは聊か當所の誇りとする處であると同時に又當所發祥の地として牧野氏の名と共に永遠に忘るべからざる記念の所となつた。

商工資産信用發行人 信用調査機構の漸次其の緒に就くに及び當所は新事業の第一着手として明治廿七年三月米國ブラットストリート興信所の例に倣ひ頭書の如き信用録を發行した、該信用録は商工業者の資産信用状態を一目判然する様數字的に列記したもにして銀行會社其他商工業者に取り必携せざるべからざる座右の銘である、當時板原理事は病氣靜養中にて首腦者を欠き居る上開業列々人手不足の折柄であり甚だ不完全のものであつたが兎も角萬難を排して第一回の商工資産録を發行した、是實に本邦に於ける斯種文獻の嚆矢で爾來毎年一回増補訂正を加へ發行を繼續し居れるが近年殊に掲載科目に一層の改良を施し面目を一新するに至つた。

東京興信所の創立並に連絡 我商興信所の創立後東京實業界の奮斗にして東京銀行集會所の委員長たる澁澤榮一氏は我興信所の創立者外山脩造氏に對し東京に支所の設置方を懇望されて來た、然るに當所も創業列々の際で未だそれ程の餘力なかりし爲め別に東京に興信所を創立する様答へた、それで澁澤氏は東京組合銀行を中心として東京興信所を創立する事に決心し、明治二十七年十月澁澤氏は元大審院判事富永冬樹氏を同伴して我興信所の視察に來り自身は所内を縱覽しただけで直に引揚げたが、富永氏は數日大阪へ滞在して詳細に視察を遂げられた、然るに其後富永氏は都合に依り興信所從事を見合せたが、愈々明治二十九年に澁澤氏及日本銀行川田總裁の熱心なる主唱にて、東京銀行同盟者中日本銀行を始め京濱有力銀行を發起人として東京興信所を設立し、發起人總會に於て第一、第百、三井、三菱、正金の五銀行を評議員に擧げ第一銀行頭取澁澤榮一氏を評議員會長に選舉し、而して前記富永氏の後任として元慶應義塾教員にて帝國生命保險會社の監査役たる森下岩楠氏を所長に選任して開業した、其後森下氏來阪し當所事務の取扱ひ振りを親しく視察して當興信所と連絡通信の契約を結び爾來之れを繼續して今日に至つてゐる、其後森下氏死亡したので理事佐藤正美氏が其の後を襲つて所長となり更に同氏引退後元日本銀行の局長たりし菊池氏が後任所長となられ經營の任に當つてゐる。

日本全國商會社役員錄發行

商工資産信用錄に次で明治二十八年更に頭書の如き役員錄を發行した、該書籍は元高知縣人森岡秀之といふ者が不完全なる第一回版を出してゐるのを當所が其の版權を譲り受けたもので、毎年改訂發行せるが後年日本全國銀行會社錄(附役員錄)と改題し日本内地は勿論朝鮮、臺灣、滿洲國等の主要なる銀行會社の本支店、出張所、工場所在地設立年月、目的、資本金又は出資額拂込金、諸積立金、最近配當率、貸借對照表、利益金處分、役員及主要職員、大株主等の氏名持株數等の外附録として役員約十萬名並に關係事業の役名を掲載する等、大改正を施して毎年一回引續き發行諸官衙、銀行、會社は勿論廣く一般商工業者の座右必須參考書として歡迎されてゐる。

本綿商振出手形と當所の態度

當所は一般加盟者の審問を受け調査回報する外時々業界に警告を發し注意を喚起して來たことは曩に述べた通りであるが、明治二十七年勃發した本綿商間の恐慌後年次の立つにつれ、金融界も自然警戒氣分薄らぎ又不用の緊縮に業界を困惑せしむる等の傾向あつたので、當所は明治二十九年七月先づ左の如き注意書を發した。

明治二十九年七月銀行當事者への注意書

去る明治二十六年に於ける本綿商の恐慌は實に慘憺たるものにて多數の倒産者を生じ其の當座各銀行

に於ても充分御警戒相成居候處後年月を經ると共に識らず知らず其の警戒を解きたるものゝ如く隨て本綿商振出の約束手形漸く増加を來し候處有之候に付昨年之冬弊所に於て各本綿商振出の約束手形金高を調査し之れを各銀行の御參考に供し置候得共其の結果の見るべきものなく却て約束手形は益々増加の傾き有之憂慮に不堪候に付更に本綿商中最も注意を要すべき人名の振出高を調査し重ねて御報道致し聊か御注意を促し置候處果せるかな去る十七日號外を以て御内報を致置候通り北島津田兩名の如きは支拂を停止し斷然分散の覺悟を以て各割引銀行に交渉致居候且つ此事早くも同業者間に喧傳し中には今にも恐慌の來らんことを氣遣ひ居るものも有之候に付ては此際若し各銀行に於て急激に割引を收縮せらるゝ時は續々手形の不拂者を生じ所謂將棋倒しとなつてかの二十六年の恐慌を再演するの恐れなきを保せず深く御注意を要すべきものと被存候尤も是等の事に付ては現に充分御考慮相成居候事と相信し候得共當所の責任として茲に一言所見相述置候

明治三十年十二月各銀行當事者へ注意書

拜啓近時經濟界の形勢漸く面白からずして浮説紛々たるより金融機關たる銀行に於て不安の念を抱き俄に警戒を加へ同業者間の貸借を而も急激に之れを回収し且平日に倍加する準備金を置かるゝもの之

れあるやの聞へ有之候是れ事情已むを得ざるに出るものとは存候得共弊所の所見に依れば目下の形勢は斯く迄切迫致し居らざるものゝ如く存せられ候若し夫れ各銀行に於て強て前記の如き所爲を執られ候に於ては却つて世間を驚かし預金の引出を促し一般の恐慌を惹起するの端緒と可相成哉も難圖に付此際御注意御参考迄一言申上置候頓首

以上の事は四十餘年後の今日より見れば右の如き遣り方は興信所として甚だ行過ぎたるやうに思はるれど、其當時に於ては然らず興信所は敢て銀行界に隸屬するものでなく寧ろ銀行界を指導するものといふ氣概を有して居り銀行界に於ても又之れを當然とし何等批難を加へるものもなかつたのである。

紡績事業苦境時代 紡績事業といへば現代では頗る有力のもので當業者の鼻息甚だ荒きものあれど以前は相當苦境に陥り慘憺たる時代があつた、片岡直輝氏（後年大阪財界の牛耳を執りし人）が日本銀行大阪支店長たりし明治三十一年の下半年頃が紡績界苦難の頂上で、綿糸の輸出は殆んど杜絶し綿糸価格は著しく下落したので、各銀行は成るべく紡績会社との取引を避くる傾向があり實に紡績の危急存亡とも云ふべき時代であつた、當時紡績会社は其對策として一時休業を實行せんとの相談があつた當所は偶然にも之れを聞知したが中々の重大問題で若し一齊休業を爲さんか忽ち紡績手形の流通が止まり財界に

容易ならぬ影響を及ぼすべしと感じ、直に片岡日本銀行大阪支店長に此事を内報し且當所の意見を告げたところ片岡支店長も同感で當所の内報を多し直に當時の紡績聯合會々長竹尾治右衛門氏を招致して一齊休業の不利を説き同氏を納得せしめた、其後休業の議が同業者の協議會に掛けられた時竹尾氏は言を左右にして、なか／＼一齊休業の決議を採らず終に流會に終らしめた、思へば當所の内報が動機となり日本紡績史に一齊休業といふ汚点を印せずして済ました譯である。

日報發行 明治三十一年十一月始めて日報なるものを發行し商工業界の出來事を加盟者に報道する事にした、本來興信所は加盟者の審問に依り己人又は法人の資産信用乃至營業の狀況等を調査して回報するが任務なるも尙ほ他面には問合せを持たず商工業界の出來事及商工業の狀況を報道するは緊要のことなるを以て茲に日報の發出を見るに至つた、其後取締法規の關係上新聞紙法に據ることゝし爾來活字の改良記事の精撰等種々の施設を加へ引續き刊行して來たが、昭和十六年九月二十日限り國策に順應して一先づ廢刊した。

大阪堂島取引所の不始末事件につき當所の活動 明治三十二年九月大阪堂島米穀取引所に定期米賣買に關し未曾有の不始末事件が暴露した、之れより先き當所では本件を重大視し牧野理事が主として探査

の任に當り他に先んじて詳に賣買双方及取引所の内情を調査し遂に其の真相を突留め得たので早速我加盟者へ對し特報を發したが、其内容は買方の本尊たる松谷元三郎派に屬する仲買人が取引所に納付せる證據金の中六十九萬圓の保管に疑團ありと云ふのであつた、其の當時の特報は阿部書記長が起草し「天の未だ限雨せざるに腐戸を納纏せよ」といふ古語を引用したところ三井物産大阪支店長の飯田義二氏（後年同社首席代表者となつた）が阿部氏に向ひ與信所の特報は何だか物騒な感があると云はれたそりである、果して其後に至り前記六十九萬圓は松谷の手に融通せられ而して岡山銀行大阪支店より出せる虚構の定期預金證書を以て填補しあることが發覺した、松谷は岡山銀行大阪支店長次田某に頼みて金額六十九萬圓の定期預金證書を作成して之れを證據金の代りに取引所へ提供し、取引所は之れを第三銀行大阪支店へ交付の上當座預金に變裝して表面を糊塗してゐたのである、然るに我與信所の警告出づるや岡山銀行重役は大阪支店を調査して不正事實を發見直ちに次田を罷免すると同時に新聞紙上に於て次田が職權を濫用して空券を發行せしこと及び其の發行は無効なることを廣告したので世間の大問題となり、農商務省は取引所理事長及理事に對し解職を命じ且つ營業停止の嚴命を下した、尙餘波として岡山銀行の預金取付けや第三銀行大阪支店を組合銀行より除名せんとする問題が起り財界に時ならぬ波瀾を生じ

たことがあつた、この事件によりて與信所の名聲が世間に知れ渡り隨て與信所に加盟するものが續出するに至つた又檢察や警察の職に在る人々も我所員に面會せしとき此回與信所の働きは天晴れで感心したとお世辭を云ふ位であつた。

裁判所の検査後選任に就て 明治三十三年の頃商法が實施せられて株式募集を行はざる新會社の設立には裁判所の選任したる検査役の検査を受けねばならぬこととなつた、當時大阪地方裁判所長は河村善益氏（山岡鐵齋翁の門下にして劍及び禪を學ぶ後年東京控訴院檢察長となる其の令嬢は小倉正恒氏の夫人）で我與信所の實情を知り居る人であつた、同年三月谷口房藏氏が北濱銀行の後援によりて元朝日紡績會社の本分工場一切を四十五萬餘圓にて買受け藤本清兵衛氏等と共に之れを會社組織となし合同紡績株式會社と命名せしとき、商法の規定により裁判所へ検査役の選任を申請したが、大阪地方裁判所では當所理事牧野元良氏をその検査役に選任した、牧野氏は大阪今宮に在る本工場を検査し阿部書記長は牧野氏の代理として廣島縣下能美島に在る分工場を検査したが藤本清兵衛、谷口房藏の二氏が同行して説明役となつた、之れが大阪に於ける検査役の嚆矢である、其後裁判所より牧野、阿部両氏へ夫れ／＼検査役を命ぜられたことが度々あつた。

九州紡績會社大阪支店不正事件に就て 明治三十三年四月の頃九州紡績大阪支店長守山又三氏が三品市場にて多數の綿糸を買付け其の舉動疑はしきものあるを以て同社長野田卯太郎氏（後年政界に轉じ政友會に入りて逓信大臣となる）は總支配人勝田義明氏を派遣して支店の検査を行はしめたるに、圖らざるも守山が社金二十六萬八百五十五圓を遣込み其金は悉く證據金に充當せることを發見した、當所は或筋より逸早く其の内容を聞知したので時を移さず加盟者へ内報した處三品市場は非常に驚愕して綿糸相場は暴落した此の時綿糸、綿布、棉花に關する營業者は興信所に加盟せざれば不利を招くと云ひ續々加盟を申込んで來た、茲に一言すべきは我興信所の仕振りである一面穩健着實をモットーとする反面一般商人をして自發的に加盟の必要を感得せしむると云ふ從來からの方針である。

海外興信所連絡 明治三十三年十一月在紐育本邦總領事内田定雄氏の紹介で、米國の大興信所であるブラッドストリート會社と連絡を通じ、通信交換の契約を結んだ。其後明治三十五年九月横濱正金銀行の紹介で更に英國のセード興信所に連絡を通じ又在神戸獨逸領事の紹介で獨逸の大興信所シメルフェングとも連絡を通じ、又在神戸佛國領事の紹介に依り佛國ノコンテンチライズリョネー興信所と連絡する等海外各興信所と通信交換の約を結び世界的信用通信の事業を大成したが第一次歐洲大戰の結果獨逸

興信所は殆んど廢業同様に陥り、自然連絡絶へ又從來關係最も深かりし米英とは目下交戰中にて自然通信連絡は中絶したが、後日平和衣服の曉には再び連絡開始を見るであらう。

東都關西貿易會社の窮狀と解散 明治三十四年の出來事だが京都に本店を置き大阪横濱神戸東京名古屋等内地樞要の場所及紐育等に支店を設け京都の名士濱岡光哲氏を社長として盛んに外國貿易を營みて居た關西貿易合資會社は、當時營業の成績良好ならざる上に金融の逼迫にあひ内情苦しき聞へあつたので、當興信所も内々警戒の態度を取つて居たが、同年五月三日の夜突然解散の決議を爲したことが、其夜半當所の知る所となり、直に日本銀行大阪支店に急報すると同時に同社解散の號外を謄寫して、翌早朝之れを京都支所に携行の上、同市内の加盟者に配布した、加盟者連は當所のこの報道に接するや腰耳に水の思ひを爲して驚き以來京都加盟者は一層興信所の必要を痛感したやうであつた、因に解散が動機となつて京都財界は一時恐慌狀態に陥つた。

山陽四國の銀行觀察 明治三十五年の春日本銀行大阪支店では支店長吉井友兄、調査役平瀨市五郎、同井上準之助の三氏が相談の上山陽四國の各銀行視察のため行員松葉恭助氏を差遣することゝなつたが特に當所阿部書記長を指名して松葉氏と同行し視察に従事せられたしとの要求があつたので、阿部氏も

同行し兩人にて各銀行を訪問する所で優待を受けたが、此の時地方の銀行も當所の權勢に驚いたやうで後年地方に我事業を普及するに當りこれが大に役立つた。

曾禰大藏大臣の雪所觀察 明治三十五年五月十八日大藏大臣曾禰荒助氏は高崎大阪府知事、鶴原大阪市長と共に來所業務の實況を視察せられ非常に興味を持たれた、大臣にして興信所を視察されたるは當所が嚆矢であると共に空前絶後であらう。

外山所長の名稱を總長と改稱 明治三十五年六月當所長の名稱を總長と改稱した。

創立十周年記念宴 明治三十五年六月十二日大阪ホテルに於て、當所創立十周年記念祝宴を開催し官民の主なる人々を招待せし處高崎大阪府知事、古莊控訴院長、鶴原大阪市長、土居大阪商業會議所會頭松本重太郎氏、小山健三氏、平賀義美氏を始め官民有力者數十名の出席があり非常の盛會であつた、席上外山商業興信所總長は當興信所の創立理由及び沿革現狀等を述べ併せて創立以後に於る官民有力者の同情援助に對し感謝の挨拶を爲せしに、高崎府知事、鶴原市長、山川正金銀行神戸支店長、小山三十四銀行頭取の諸氏は續々起立して當所の爲め祝賀の演説を爲し殊に諸氏の演説中興信事業の經濟界に於て必須にして之れが創立は我國の經濟歴史に特筆大書すべき價值あるものなりと斷言し、且つ創立以後の

成績に對し稱讚の辭を與へられた、翌六月十三日には大阪俱樂部に於て同様十周年記念の晚餐會を開き本所並に京都神戸兩支所受持の加盟者及び當所の業務に賛助を與へし朝野の紳士を招待した。

米國ダン興信所加奈陀支所總支配人來訪 明治三十五年六月十七日米國ダン興信所加奈陀總支配人マニューウス氏當所へ來訪せらる。

松方侯爵觀察 明治三十六年一月十九日松方侯爵は吉井日本銀行大阪支店長、野元浪速銀行頭取を伴ひ當所に立寄られ詳細に當所業務の實況を視察せられしが、大に興味を感ぜられしものゝ如く確實に業務を執行して商工業上、金融上の機關たる本分を盡されたしとの希望及び獎勵の辭を與へられた。

米國興信事業觀察 我國の興信事業は其範を米國のブラッドストリートに取つたので先進興信所の事業を視察することは詰り我興信所の改良發達を計る所以であるので、明治三十九年一月阿部書記長（後年所長）と書記板原兵三郎（後年所長）の兩氏に命じて米國興信所を視察せしむることゝなつた、當時日本は未だ諸事不整頓の時代で僅に日清戰爭に依り世界から其存在を認識された程度に過ぎ無かつた頃であり一興信所が事業觀察のため海外に出張すると云ふが如きことは實は出來過ぎた事柄で先覺の明ある外山總長ならではの感を深かゝらしめた、左に阿部書記長の執筆になる當時の視察日誌を抄録して見

よう。

米國視察の命を受けた我等兩名は明治三十九年三月十七日神戸出帆の汽船亞米利加丸に搭じ布哇を経て四月六日桑港に着ブラッドストリートの支所を訪問し所内の案内を受け事業の状況及び遣り口を詳細に説明され且つ業務連絡上の打合せをした、一行は同所を辭しソートレーキ市やデンバー市を経てシカゴ市に出て同所に在るブラッドストリートの支所を訪問して支所長及び西部總支配人等に面會しそれよりバアフロロー市を経てナイヤガラ瀑布を見物して紐育に出てブラッドストリート會社を訪問實況視察を遂げ同處にて板原氏に別れ私はフィラデルヒヤ市及びバルチモワ市華盛頓市を歴遊しフィラデルヒヤ市及び華盛頓市にてはブラッドストリートの支所や我日本大使館を訪ひ又フィラデルヒヤ市に在る商業博物館を訪ふて外國通信部の状況を視察し然る後紐育に引返し内田總領事の紹介を得て紐育のオール・ジー・ダン會社を視察しそれより歸途に就きシカゴ、セントポールを経てシヤトル市に出て同所に在るブラッドストリートの支所を訪問し更にタコマ市を視察しシヤトルより日本郵船會社汽船丹後丸に乗じ六月中旬歸朝した。ブラッドストリートの本社では先づ社長ヘンリー・イー・ダン氏に面會して挨拶を交換し社長は我々に向ひ充分當所内を視察されよ。尙紐育市内にて紹介を要する處あらば遠慮なく申

述べ而して部長格イ・ゼー・マラハン氏外國總支配人ハンス・エー・シンメルフエング氏を社長室に招集し今回日本興信所より此の諸氏が遙々當所の視察に來られたに就ては出來得る限り親切可憐に説明すべしとて我々を紹介しそれより板原氏はマラハン氏に就き興信所の實務即ち回報手續書類受付整理等の説明を聞き阿部氏はシンメルフエング氏に就き興信所の組織其他諸般の事柄を聞き尙シンメルフエング氏が獨逸シンメルフエング興信所持主の子息なるを以て序でに獨逸興信所の状況を詳細聞知することを得た、尤も其時ブラッドストリート社長は業務連絡上打合せを要することありて遠からず獨逸へ赴かんとして居り、シンメルフエング氏も亦支所開設のためメキシコに出張を要する場台となつてゐたので我等一行は成るべく短日月の間に早く調査を遂げねばならなかつた、ブラッドストリートは我々の滞在中何くれとなく懇切に世話を爲し、紐育の株式取引所、晝夜銀行、俱樂部、料理屋、米國軍隊團兵式其他諸所へ案内して旅情を慰めてくれた、ブラッドストリートには左の訓示が掲げてあつた。

組織忠實公平の三者を要す、

組織なければ實用に適する結果を得る能はず、

忠實なければ完全なる組織も其目的を達する能はず、

公平なければ商業社會に信用を保つ能はず、

加盟者其他公衆に對して禮貌を整へ舉動の温雅なるべきこと、決して禮を失ひ粗暴の行動あるべからず、加盟者又は其代理者にして回報を求むるときは事小なりと雖も忍耐を以て之を聞き叮嚀に返答を與ふべし、必要の人物となれ、常識を養へ、文章を綴ることを注意せよ。

米國興信所其他に於て觀察せし事柄は多趣なりしも彼我國情の差異に依り直に移して我國に應用し得るものは割合に少なかつた、唯最も感じたのは信用調査書の整理にカード式を用ひてゐることであつたこれは我々歸朝するや直に從來の綴り込み式を廢して、カード式に改め以て出し入れに便利と爲し逐年増加し、今や六十萬個以上に激増し夫れ文け信用調査書が出来たる次第である、此ブラドストリートは加盟者八萬餘人を有し、米國興信所中にて最も上品なる經營振りであつた、且外部の交際場裡にも顔出しを爲して品位の保持に努めてゐたが惜むべし、後年業運衰頹して遂にダンと云ふ同業興信所に併合さるゝに至つた。

手形割引戻調と物産名古屋支店

餘程以前より普通銀行は商業手形の割引を營業の第一義としてゐたが一朝手形振出人等が破綻して手形戻を調べて見ると豫想外に多額にして、銀行の迷惑に歸することが

少なくなかつたので銀行界の希望により我興信所が組合銀行全体より其所持する凡ての割引手形の振出裏書の人名金額等の内報を受け之れを仕譯けして、手形割引戻名寄調書を作つて之れを各銀行へ配送することとした、各銀行の内報には多少手加減が加へられ報告漏れもあるらしいから固より完全とは云ひ難きも、それでも各銀行の營業上相當の參考資料となり歓迎せられたやうである、明治四十五年八月のこと三井物産名古屋支店長岡野佛二氏は當所名古屋支所の調査内報に係る手形金額調査を一見して甚しく實際の手形發行額と差異あるを疑ひ、我名古屋支所に就き確めたるに計算上運算なしとの確答に接し始めて何者か同支店の名義を濫用して多額の手形を偽造行使せるを知り大に驚き急遽取調を爲せしに結局同支店會計主任四方郁と名古屋ビルブローカー主任白井庄三郎、同副主任田中卯三郎の兩名共謀にて三井物産名古屋支店名義手形七十六萬圓を偽造行使して現金を詐取し其大部分は白井の手により株式投機に注入し其他は三人にて遊興に費消せしことが發覺した、而して四方は何處にか姿を隠し白井は大阪に於て娯妓と共に拳銃自殺を遂げ又田中は其筋へ自首したので大騒ぎとなり延て三井物産會社對手形割引銀行の紛議を生ずると云ふ椿事があつた。

二三發起銀行と興信所との紛議

これは興信所の秘事なれど重要事であるから五十年誌中に記録して

置きたい、確か明治三十一年頃のことである、牧野理事は外山總長と相談の上興信所の不羈獨立を計るため發起銀行との關係を解消することにした、尤も興信所は既に其の以前より各發起銀行の出金年額を半額に引下げ尙無制限に審問を受付け山口銀行（百四十八銀行の改稱）の如きは最初よりの出金總額以上に興信所を利用してゐたのである、當所が發起銀行との關係を解消せんとしたる抑の動機は假令發起銀行と雖も他より其の信用の厚薄を審問せられた場合は興信所たるもの、大義滅親主義では是を是とし非を非として其の真相を回報せねばならぬので夫れとなく發起銀行に對し解消の内意を傳へた次第である然るに意外にも發起銀行の反對を受け一時雲行惡化したるも牧野理事は敢然として飽くまで所信を曲げず波瀾曲折の後遂に當所の主張が貫徹するに至つた。

信用告知書取締規則發布 明治四十三年大阪府令を以て新に信用告知業取締規則を發布せられたるを以て、當所は同年四月之れに基き經營出願を爲し直に許可を受けた。爾來代表者の異動及び組織の變更毎に出願許可を得て現今に至つて來た。

獨逸興信所持主令息の來訪 明治四十三年九月連絡先なる獨逸シンメルフエング興信所持主の令息ハンス・エー・シンメルフエング氏來朝當所を訪問せられ、事業上種々有益なる打合せを爲した。

阿部書記長理事に昇進 明治四十四年十二月書記長阿部直躬氏は理事に昇進。

外山總長辭任 明治四十五年一月當所總長外山脩造翁は舊臘來の病氣のため總長を辭任さる、翁は各種事業を計畫開始せられ關西事業界の長老を以て稱せられたる功勞者なること前述の通りである。

牧野氏専務理事に昇進 明治四十五年一月外山總長辭任に依り牧野理事を専務理事に推し當所を代表することゝなつた。

外山捨造氏相談役就任 明治四十五年一月外山捨造氏は當所相談役に就任す。

外山脩造翁に對する金品贈呈に就て 商業興信所産みの親外山脩造翁は何か感ずる處あつたと見え明治四十五年一月牧野氏と阿部氏とを招き總長を辭任する旨の書面を渡し、それと同時に理事牧野氏は専務理事に、書記長阿部氏は理事に夫々昇進した爾來興信所は兩氏に依り經營さるゝことゝなつた、依て後日外山氏に對し聊か謝恩のため、興信所より現金貳萬圓と手摺（貴金屬製）一箇を贈呈せしに、外山氏は「余は此の事業を起せしは自家の利益を得んとするためでなく社會公益に資せんがためである此の意味を以て先年高崎大阪府知事在任中、同知事の手を経て農商務省へ此事業を財團法人と爲すことの許可を乞ひしに同省は法律カブレして遂に許可を與へなかつた。自分は今慰勞金を受くるの意なし依て手

儲のみを受納して、現金の方は辭退する」と云ふて返された、其心事の高潔なるたゞと敬服の外はない。

本所營業所の改築 當所は事業の發展普及につれ營業所の狹隘を告ぐるに至つたので大正元年夏季より改築に着手し翌二年五月本館竣工を告げた、建物の總坪數二百餘坪之れで内容外觀を一新し執務上にも大に利便を感ずるに至つた。

北濱銀行の破綻に就て 同行は豪放家を以て目されし岩下清周氏が頭取として主宰せしものである、岩下氏は諸種の事業に後援を與へて之れを育成せし功績はあれども銀行の損益計算に深く注意を用ゐずして漫然と株主配當を行ひ、その與へ過ぎとなつた金額は積り積りて大を成してゐたのである、此の点は往年破綻せし百三十銀行（松本重太郎氏頭取時代）と同様である、尙貸出の上にも滞貸となつたものが少くなかつたので、遂に大正三年八月十九日或動機より臨時休業を發表するに至つた、その時同行大株主連は大久保大阪府知事に對し善後策に付盡力方を乞ふたので同知事は大阪財界の第一流者たる片岡直輝、小山健三、土居通夫、永田仁助の四氏と商業興信所所長たる牧野元良氏とを招致して「北濱銀行の善後策の如何は財界に多大の影響あるのみならず、關係者の利害亦痛切なるものあるを以て此際有力

なる諸君の援助を乞ひたい、果して復元し得る見込あるものとせば高見を示されたし」と懇談したので隣氏は之を諒承し我興信所樓上を會合場所として、北濱銀行の内容を調査することを申合せ北銀より貸付等に関する書類を取寄せたが、其調査には主として牧野氏が當つた。而して内容調査を終へた上諸氏が會合して意見の交換を行ひ結局銀行を復活存続せしむべしと云ふことに歸着して知事へ答申した、この事により世間では興信所の社會的地位を高く評價するやうになつた。

常務理事並に理事昇進 大正七年十月理事阿部直躬氏は常務理事となり、又書記長澁谷貞次郎氏（大正十一年二月死亡）名古屋支所長永野耕造氏（昭和三年四月死亡）神戸支所長板原兵三郎氏（後年所長に昇進せしも昭和十三年三月病氣に依り辭任同年六月一日死亡）の三氏を理事に進め部長乃至支所長を兼務せしめた。

岩田安一氏監事就任 大正八年十月岩田安一氏監事に就任す。

財界大変動 第一次歐洲大戰で我事業界は空前の活況を呈し隨所に臨時成金を簇生せしめたが大正九年春の休戦條約成立に因り俄然株式の大暴落となり我國未曾有の財界動亂を演じたるが當所は何等の影響なく健全に經營を持續して來た。

合名會社組織に變更 當所は元來營利を目的とせざるを以て會社組織と爲すを避けて來たが所有不動産の管理其他の事務に就き往々支障を生ずる場合多きに依り大正九年七月合名會社組織と爲し（牧野元良、阿部直躬、外山捨造、芦田安一の四名を出資社員とす）出資總額二十萬圓を標榜設立し役員には代表社員副所長阿部直躬氏、監事外山捨造氏、監事芦田安一氏各就任し業務一切を其繼承承したるが尙資産經理上の都合に依り同年八月更に出資額二十萬圓を増資して總資本金を四十萬圓と爲した。

三十年記念出版 大正十一年五月當所創立滿三十周年に達せしに依り阿部副所長は「三十年の回顧録」を執筆發行して諸方面へ寄贈した、阿部氏は大阪財界の生字引と稱せられたる丈財界の表裏に通じて居たので此の小著である記念出版物は各方面の賞賛を博して面目を施した。

關東大震災 大正十二年九月一日關東大震災突發し我經濟界に非常なる大打撃を與へ當所の如きも直接間接に影響を蒙りしも何分當所は永年の基礎確實なりしを以て現状維持に支障を感せずして難關を切抜けた。

牧野所長辭任 牧野元良氏は板原初代理事の創業時代を承けて、責任の地位に立ち爾來熱心に活動して業務の伸展に努力し遂に内地は勿論朝鮮、臺灣に至る迄支所出張所を建設し且つ海外同業者との連絡

を通ずる外外部との交際に最も力を注ぎ社會に於る當所の地位を高からしめた其の功績大なるものあつたが後進に道を開く爲め大正十二年十二月所長を辭して顧問となり、引續き日勤して居たが昭和九年一月二十八日七十七才の高齡を以て逝去せられた。

五 阿部所長時代

阿部直躬氏所長就任 牧野所長引退の後を享けて大正十二年十二月三次所長に就任されたる副所長阿部直躬氏は當所創立以來板原初代理事、牧野所長を輔佐し苦心經營専ら當所の實務に盡瘁せられて來たが特に所長就任後は一般不況時代に當面されたため、其維持には可なりの苦心を拂はれた、左に其經營の跡を述べて見よう。

執務規程改正 大正十五年一月當所執務規程を改正し從來の書記長を廢し支配役、副支配役、検査役を設け内部機構を整へ専ら現状維持に努めたるも何分大正九年の財界反動以來不景氣繼續したる上大正十二年の關東大震災と云ふ大事件が勃發したので當所經營上一層の苦心を要したのである。

昭和二年の財界大恐慌 我國には從來幾度も財界の恐慌はあつたけれども昭和二年の恐慌ほど猛烈にして且つ範圍の廣大なるものはなかつた、近江銀行は四月十八日に、十五銀行は四月二十一日に（其後



復活せり。支拂ひを停止し尙其他地方多数の銀行も續々と支拂ひを停止したので全體的の恐慌となり各地銀行に對する預金の取付猛烈を極め日本銀行は極力各銀行の應援貸出しに努めたれど仲々効を奏するに至らなかつた、其間阿部所長は晝夜與信所に詰め切りで加盟者の擁護に大努力を拂つた、大阪瓦斯株式會社社長渡邊千三郎氏が財界の現状を憂慮して來訪され阿部所長の見込を聞かれたので阿部氏は「日本銀行の援助にも限度あるべく此儘では各銀行共將棋倒しとなるに違ひない、依つてモラトリアムを斷行するの外あるまい」と答へ尙夜に入り二、三の銀行を訪ひ憂色にとざされたる重役連に對し早く各銀行も申合せて臨時休業を行ふことにしたいとの相談が掛り大阪の組合銀行も直に之れに賛成して四月二十二日から一切に臨時休業を實行した、引續き政府も大英斷を以て救済策を斷行して財界の混亂を收拾された斯の如く當所の業務上に繁劇を加ふるに反し収入は激減して當所の經營は益々容易ならざるものあるに至つたけれども經費節約に努めながら當所發行の日報に大改良を施し又回報の迅速を督勵する等専ら維持に努めた。

自動刷機購置付 昭和三年九月從來日報印刷は手刷機を使用して來たが追々發行部數の増加に依り長時間を要したので新聞紙半紙輪轉機を購置することに決定し大阪市内東區農人橋一丁目明田鐵工所に機

械附屬品一切の購付を請負はしめ、同年十月三十日より運轉を開始した。

財政緊縮政策 昭和四年の濱口内閣の成立以來極端なる緊縮政策を施かれ數年間健全財政と共に不況不振を續け延ひて當所の經營にも益々苦心を要するに至つたので阿部所長は屢々全所員の大努力を要望し辛ぶじて難關切抜けに努めて來た。

株式会社へ改組 曩に合名會社に改組したる當所は時勢の進運に鑑み更に昭和七年五月株式會社組織に改めた、株式會社は資本金四十萬圓八千株全額拂込済とし全部關係者に於て引受けたるが勿論無配當にして任意譲渡を禁じたものである。

榎原氏常務取締役就任 取締役兼神戸支所長たる板原兵三郎氏は昭和九年十二月本所詰常務取締役職に就任す。

資本金の増増資 昭和十年三月資本金四十萬圓の内都合に依り四分の一即ち十萬圓の拂戻減資を決議し諸手續を完了した。然るに阿部所長は當會社の内容健實にして敢て他の投資を要せざりしも會社の前途を慮り有力支援者を求め將來會社の安全を圖り置くことの必要を認められ住友銀行、三和銀行、野村銀行の三大銀行に懇請し昭和十年七月更に二十萬圓の優先株（内銀行引受十萬圓）増資を決議し總資本

金を五十萬圓とし同年八月全額拂込済と爲し以て當所將來の安全に備へた。

阿部所長の苦境時代 阿部氏は大正十二年十二月から昭和十年十二月まで滿十二年間商業興信所長として責任の衝に當つたが此間が阿部氏の苦境時代であり亦興信所の苦難時代であつた、第一に我國は歐洲大戰の好影響を受けて一躍成金國と成り百事好景氣を謳歌したが大正九年四月の休戰條約締結を動機に俄然反落に傾いた、併しそれでも未だ大したことは無かつたが大正十二年九月一日の東京地方大震災は我國財界に非常な打撃を與へ、次で昭和二年には我國未曾有の大恐慌が突發して大小銀行の破綻若くば廢業するもの續々踵を接し又一般商工業も萎靡不振に陥り失業者續出新規就職難の叫びが高くなつた、昭和四年七月濱口内閣出現するや緊縮政策を標榜して盛んに宣傳是努めたので國民一般大いに經費の節約を實行することゝなつた、此の如き状態であつたので我興信所の蒙る影響も亦大なるものがあり即ち從來増加一方なりし加盟者數も昭和二年の財界動亂後は逐年減退し興信所の運命も如何ならんと掛念さるゝに至つたので、斷然加盟料の引下げを實行し他面所員一同協心努力の結果漸く減少を喰ひ止め昭和八年以來漸く加盟者の増加を見るに至つた。

英文日報廢止 從來外國人加盟者の便宜を圖るため多年英文日報を發行せしが相當費用を要する一方

神戸其他の外國人加盟者は年々減少し興信所は之れがため逐年多額の出損をなす勘定となつたので外國人加盟者の反對ありしに拘らず、斷然之れを廢止し當所外國課の縮少を斷行した。

阿部所長滿期退任 阿部所長は當所へ入所以來既に四十餘年の永きにわたり且つ高齡に達したるため昭和十年十二月所長を辭職され平取締役となりたるが同十一年十一月辭任された。同氏は先にも述べし如く當所創立以來の功勞者で其辭任は一般から惜まれた。

六 板原所長時代

板原兵三郎氏所長就任 前述の如く阿部所長引退平取締役となりたるを以て其後任として昭和十年十二月常務取締役板原兵三郎氏が第四次所長に就任した、同氏は永年門司支所長、神戸支所長理事取締役常務取締役を歴任せる實務経歴者である。

職制一掃改正 昭和十一年二月板原所長の第一に着手した事業は一部職制の改正で部長矢島確雄、部長本田弘行の両氏を理事に任命したる外各課長係長の新任や停年制を執行して三岡支配役、田岡部長其他係長所員數名の退職者を出し更始一新を圖つた。

結核調査兼管 當所は創立以來一己人の秘事に涉る事項は審問に應ぜざる方針を以て進み來たるも時

代の趨勢と世人の要望とに鑑み人事結婚調査をも兼營することに方針を變更し昭和十一年三月定款を改正し其筋の許可を経て同年四月より兼營を開始したるが其成績良好にして前途有望視さるゝに至つた。

監査役増員 從來藤田安一氏一名なりしも業務の發展と内務の複雑化につれ増員の必要を感じ昭和十二年二月二十日臨時株主總會を開催して定員を二名に改正し明治三十六年七月以來動續せる課長、部長副支配役を經たる三嶋政次氏を監査役に選任し常勤せしむることとなつた。

榎原所長辭任 就任と共に追々改善刷新の意圖ありしも多年の痼疾癒ゆるに至らず遂に昭和十三年三月二十八日辭任するの已むなきに至り其後同年六月一日死去した誠に惜むべきである。

七 大森所長時代

大森吉五郎氏所長就任事情 榎原所長は在職僅に三年有餘にして辭任の已むなきに至りたるが先之同氏の健康は永く現状を許さざる状態にありしも後任に懸すべき所長には内部的事情より入選容易ならざるものあつたため、豫て當所の支援者にして大株主たる住友、三和、野村の三大銀行代表者は岡田日本銀行大阪支店長と協議の上、此の際外部より招聘するを適當なりと認め當時自適の境地に在りし大森吉五郎氏に出馬を懇請したる處遂に同氏の承諾を得たので茲に五次所長の就任を見るに至つた。同氏は會

て地方長官、滿鐵理事、京都市長等を歴任したること人の知る處である。

大森所長の諸改革 大森所長が就任後暫く所内事情静觀の上第一に手を着けたのは職制の改正であつたが以下順を逐ひ其改革の概略を記して見よう。

職制改正 當所全体を盤然たる機構の下に置くべく先づ本所各部と地方各所間の連絡を密にし全所員をして渾然一体とならしめ業務の圓滿なる進展を期するは是れ總て社運の隆昌を來たす所以なるに鑑み積極的に其機構を改め之に依つて所員をして一意業務に邁進せしむべく職制を定め向ふ處を明らかにした。

經理事務の統轄 從來各支所出張所毎に區々の經理を續け來り半獨立的弊風に陥り居たるを本所にて統轄統制の實を擧ぐることにし精神的統制と相俟ち物質的にも統制する事とし十五年度より實施し現に好成績を擧げて居る。

所員待遇改善 所員待遇の向上は所務に精勵せしむる原動力なると其品位を向上せしむるに資する要義なるに從來當所員の給料は他に比べ低率のものあるに加へて物價は次第に上騰し漸く其私生活を脅かすに至れる現狀に鑑み昭和十四年六月一日以降數次に亘り全員に一率給料及年二期の賞與を増加支給す

ると共に内規を定め個々有能者の待遇向上に努め鞭撻其奮勵を促す處があつた。

所員退職慰勞金規程改正 所員の永續を求め其老後に不安なからしめんがためには從來の退職慰勞金規程は支給率低額にして是れ適て所員の永續せざる一因なるに鑑み給料の増額を斷行する一面本規程をも全面的に改め大巾の給與を爲すことに改めた。

所報發行 支所、出張所、派出所等約五十箇所を有する當所として之等各員に本所の主義方針を徹底せしむることは必要欠くべからざるに從來何等の機關なかりしを遺憾とし昭和十四年一月より所報を發行し之を各員に配付し以て本所全体としての有機的活動を期し現に尙繼續的結果を收め居れり。

支所出張所の増設と昇格 右職制の改正と共に地方の發展情況に徴し出張所中支所に昇格の必要あるもの即ち昭和十四年一月三十一日廣島及臺北出張所を又同十五年十二月廿一日には福岡、釜山、平壤の三出張所を夫々支所に昇格從來の出張所長を支所長に任命した、其他昭和十四年一月以降新らたに徳島に出張所を設け徳島、高知方面に於ける調査を圓滑ならしめたる外順次咸興、佐世保、豊橋に出張所を設け尙時代の進運に徴し大陸進出を企圖し昭和十五年三月には奉天に支所を設置し京城支所次長増田敬五氏を簡拔して支所長に任命すると共に同地の情況に鑑み數萬圓を投じて現在の琴平町所在の土地建物

一切を買収し以て永遠の策を樹立した、次で之れ迄個人經營たりし三重出張所を買収し昭和十五年四月一日より當所の直營とし名古屋支所の管轄に入れた尙又昭和十五年十二月には高松に派出所を新設したが同地の發展と共に本年二月一日出張所に昇格せしめた。

回報儀式改善 回報の迅速、正確を期するは正に當所の使命にして當所存立の意義此處に存するに鑑み從來の不備を一掃し一般の信用を増進すべく之が改善を企圖し職員中より委員を命じ委員會を設置せしめ根本的に其様式を改善現行の成案を得昭和十四年十一月一日より實施せしめて居る。

諸給與規程の改正 從來當所には規程として定められたるもの皆無の状態にして其諸給與の如き悉て傳統に依る支給をなし來り其間複雑を極め區々に亘るものあり弊害の存するを認め之が改正をも企圖し増給内規、賞與支給内規、募集乘車賃支給規程、給料支給規程、旅費支給規程等漸を逐ひ悉て成文化し實施しつゝあり。

在外手當支給規程制定 從來朝鮮、臺灣等の支所、出張所に勤務する所員中朝鮮に在勤する一部のものには住宅料を支給し來りしが臺灣在勤のものには何等の支給をなし居らず其の間均衡を欠くものありたる上其額又極めて少額にして外地の物價急騰と結局産業股盛に因し殖民地に於ける轉職者の多きに鑑

み是れ迄支給し來りし住宅料を廢し更めて右等所員全部に在外手當を支給することとし昭和十四年十月一日より實施した、尙本規程は其後新設した奉天支所等にも之れを適用しつゝあり。

業務監査 右等諸規程の改正に伴ひ支所、出張所に於ける事務の統一、整正のために新らたに業務監査の制度を實施し之れに依つて執務の簡易化を期し能率の増進に資することとした。

所員初任給に試履制 前記職制改正に伴ひ學歷又は經歷に應じて初任者の給料を規定し初任者は凡て試履とし採用後六ヶ月間は見習とし其間當所員としての試練に堪ゆるや否やを試みたる上本社員に採用し以て其練成に努め品位ある執務に當らしむることとした。

取締役増員と監査役更迭 社員中永年勤続者にして功勞ある者を優遇する主旨を以て昭和十五年十二月二十一日定時株主總會に於て先づ定款の一部改正を行ひ取締役三名を七名以内に監査役二名を二名以内とし門司支所長山田芳彦、京城支所長中津忠義、業務部長矢島確雄、調査部長本田弘行の四氏を取締役に昇格選任し同時に山田取締役には人事結婚調査部長、中津取締役には鮮滿地方總監督兼京城支所長又矢島取締役には業務部長、本田取締役には信用調査部長を各依頼した、又監査役には芦田安一氏辭任により新らたに外山秀松氏を選任した。

人事結婚調査部新設 右重役陣の強化せらるゝや、曩に結婚調査課を設け人事結婚調査を開始したが規模小にして開業の程度に過ぎなかつたけれども依頼者は逐年漸増し業務繁忙を呈するに至つたのと政府に於ても現下生めよ殖せよの奨励もあつて此業務の將來性は光明に満ちて來たので國策にも相應すべく機構の擴大整備を必要とするに至りたるを以て昭和十五年十二月職制の一部を改正し信用調査部と併立して別に人事結婚調査部を創設前記の如く取締役山田芳彦氏を其部長に任命し經營に當らしむることとした。

商工相談部設置 當所は創業以來五十年其間主として信用調査に重点を置き更に近年一般の要望に依り結婚調査をも開始するに至りしが今同時代に即應し興信報國を旨とし單に當所會員のみに限らず廣く一般大衆の便宜のために昭和十六年四月職制の一部を改正して新らたに商工相談部を開設した。

大阪府下興信所職改合併 從來大阪府下に於ける信用告知業は殆んど無統制の状態にして其の數百五十餘に上り其内行齋不明のもの或は有名無實のもの等を除外するも尙百社に及び中には如何はしき行動をなし世上兎角の非難あるもの紛なからず全く玉石混淆の有様であつて當所のかき五十年の輝かしき歴史を有し穩健着實に經營従業し來れるものまで稍もすれば之等と同一視されることは誠に遺憾とする處

であつた、然るに昭和十六年四月府當局に於ては之れが統制淨化の必要を認められ主なる業者三十餘社を招致し此際時局に即應し大同團結業者を打つて一丸とし統一整備する様態とせられたのである、爰に於て當所は大局的見地より自己の利害を顧みず欣然之れに参加し飽迄府の方針を體し單一統合の實現に努力する處あつたが業者中に二社説を主張して譲らざるものあり其の間種々の経緯もありて結局一社は當商業興信所を中心とすることとなつたので當社に於ては其大小を問はず、苟くも我所と主義方針を同じふするものは速に吸収合併することとし大阪興信所を始め人事興信所、實業興信所等大小二十七社を合併し益々陣容を整備強化し當所從來の方針を堅持し邁進することとなつた。

大森所長三嶋監査役重任　代表取締役大森所長は昭和十六年三月又三嶋監査役は同十六年二月各任期満了の處同十六年十二月二十六日の當社株主總會に於て再選重任された。

外山取締役退去　同氏は創立者たる故外山脩造翁の嗣子にして明治四十五年一月當所相談役に推され次で會計監督合名會社時代の監事、昭和七年株式會社組織に際し取締役を選任爾來引續き重任されて來たが宿病のため昭和十六年四月十日逝去された。

結　　語

以上述べたる處は我所創立五十年の歴史であるが此の間我國としては日清、日露の兩戦役を経て國威大に上り、更に又一次歐洲大戰に遭遇して國力の増進を見、今復米、英の二大強國を相手に赫々の戦果を上げ居ることは、我國民として誠に欣快に堪へない處である、而して之れと同時に我財界も一戰毎に長足の發展を遂げ、特に今次大東亞戰爭に至つては我の武力忽にして南洋一帯を制壓し、大東亞共榮圈の確立今正に近きにあらんとしてゐる、想ふに此の半世紀間は政治に外交に將財政に我國の地位を東亞の一孤島から世界の大國に躍進せしめた一大轉換期で皇國の史上燦として光彩陸離たるものがある、而して當所も此の國力の伸展に順應し恰も之れと歩調を併せるが如く、内地は勿論鮮滿臺の各樞要地に支所、出張所を設置し、更に歐米諸國とも連絡通信の契約を結ぶ等世界的調査機構の完成を遂げたのである、而して當所は此の間數次の財界動亂に當面したが能く其使命を忠實に行ひ興信報國の責を全ふしたことは當所の内心誇りとする處である、然るに當所の發展興隆を羨んで其後嫉出したる類似業者のため少なからぬ迷惑を蒙り時に彼等と同視されたこともあつたが、當所は創立以來の所是たる穩健着實をモットーとする反面、權勢に阿ねず利益に眩せず終始一貫毅然たる態度を以て財界指導の責めに任じ來つ

たゞめ、自然世の信頼と譽望を負ひ名實共に模範與信所たるの實を擧ぐるに至つた、想ふに今次の戦勝に依り本邦の東亞に對する支配權は一段の飛躍を遂げ結局我傘下に歸一するは親身き道理にして、遂に當所の層一層の進出を餘儀なくさるゝに至らん事も必至の狀勢である、斯く觀じ來ると當所の責任も亦重大を加へ益々與信報國の決意を痛感するに至るのである、而して之れを遂行せんには素より大方諸君の同情と援助に俟たねばならぬは當然である、當所は切に此等各方面の支援を希望すると共に學所一致不斷の努力を傾注して此の一大使命の達成に邁進せんと欲する考である、茲に當所創立五十年誌を編筆するに臨み聊か所信を述べて其決意を明にする次第であります。

（營業所所在地）

當所は前記せる如く明治廿五年四月一日大阪市西區土佐堀二丁目に初めて賑々の聲を揚げたるものである、當時は大阪を中心として信用調査を開始したのであるが業務の進展につれ神戸京都の隣接都市に出張所を設け、更に漸を追ふて内外樞要の地に調査網を擴充し、今や鮮臺滿に亘り支所出張所の數實に四十有五の多きに達し、此の外關東方面には東京與信所との連絡に依り内外各方面に調査機能の完壁を見るに至つた、左に當所管内の支所出張所並に派出所の所在地開設年月等を表記す

明治十四年 日本 東京 支所

明治二十五年四月一日當所創立事務所を大阪市西區土佐堀二丁目二十二番邸に設置、同年十一月八

日東區北濱五丁目九十二番邸に轉じ更に明治三十四年十一月東區北濱三丁目に移轉今日に至る。

明治三十四年 口 支

開業年月 所在地 支所名

明治二十九年二月 神戸市 神戸支所 元出張所を明治三十五年六月支所と改稱

明治三十年六月 京都市 京都支所 元出張所を明治三十五年六月支所と改稱
 同 年十一月 名古屋市 名古屋支所 元出張所を明治三十五年六月支所と改稱
 明治三十四年六月 門司市 門司支所 元出張所を明治三十五年六月支所と改稱
 明治三十五年六月 廣島市 廣島支所 元出張所を明治四十一年一月出張所と改稱
 昭和十四年二月支所に昇格
 明治三十八年六月 福岡市 福岡支所 元出張所を明治四十一年五月出張所と改稱
 昭和十五年十二月支所に昇格
 明治四十四年八月 京城府 京城支所 元出張所を大正十三年一月支所に昇格
 同 年同月 釜山府 釜山支所 元出張所を昭和七年十二月出張所と改稱
 昭和十五年十二月支所に昇格
 大正二年二月 臺北市 臺北支所 元出張所を昭和十四年二月支所に昇格
 同 年六月 平壤府 平壤支所 元出張所を昭和十五年十二月支所に昇格
 昭和十四年四月 奉天市 奉天支所
 昭和十六年七月 新京市 新京支所

八 出張所

明治三十五年六月 岡山市 岡山出張所 元出張所を明治四十一年一月出張所と改稱
 明治三十六年五月 長崎市 長崎出張所 元出張所を明治四十一年五月出張所と改稱
 同 年九月 金澤市 金澤出張所 元出張所を明治四十一年一月出張所と改稱
 明治三十七年六月 福井市 福井出張所 元出張所を明治四十一年一月出張所と改稱
 同 年十一月 熊本市 熊本出張所 元出張所を明治四十一年五月出張所と改稱
 明治三十八年三月 岐阜市 岐阜出張所 元出張所を大正二年六月出張所と改稱
 同 年十一月 防府市 防府出張所 元出張所を大正二年六月出張所と改稱
 明治三十九年九月 豊橋市 豊橋出張所 元出張所を大正二年六月出張所と改稱
 昭和八年六月一時閉鎖し居りしも昭和十五年一月復活
 明治四十年十月 姫路市 姫路出張所 元出張所を明治四十一年一月出張所と改稱
 明治四十一年七月 尾道市 尾道出張所 元出張所を其後出張所と改稱
 同 年十一月 久留米市 久留米出張所
 明治四十二年五月 和歌山市 和歌山出張所 元出張所を明治四十三年一月出張所と改稱

明治四十四年四月	鹿兒島市	鹿兒島出張所	元派出所を大正十三年二月出張所と改稱
大正二年二月	松山市	松山出張所	
大正三年二月	大邱府	大邱出張所	元派出所を大正十三年二月出張所と改稱
同 年十二月	臺南市	臺南出張所	
大正四年一月	群山府	群山出張所	元派出所を大正十三年二月出張所と改稱
大正六年四月	元山府	元山出張所	元派出所を大正十三年二月出張所と改稱
大正七年三月	木浦府	木浦出張所	元派出所を大正十三年二月出張所と改稱
同 年七月	下關市	下關出張所	元駐在員設置を大正八年六月出張所に昇格
同 年同月	安東縣	安東出張所	元派出所を大正十三年二月出張所と改稱
同 年十月	松江市	松江出張所	
同 年同月	仁川府	仁川出張所	元駐在員
大正八年十二月	大分市	大分出張所	元中津駐在所を大分市に移し出張所とす 昭和七年三月三十一日一時閉鎖す

大正十二年三月	佐賀市	佐賀出張所	大正八年十月派出所を設置せしも同十年十二月閉鎖同十二年三月再開
昭和十年五月	清津府	清津出張所	
昭和十一年二月	津市	三重出張所	明治三十九年十一月派出所を設置し大正二年六月出張所と改稱昭和八年六月閉鎖昭和十一年二月三重出張所として石川一氏に委嘱しありしも昭和十四年四月一日より本所直轄とす
昭和十四年二月	徳島市	徳島出張所	
昭和十四年十二月	佐世保市	佐世保出張所	
昭和十四年七月	成興府	成興出張所	
昭和十五年十二月	高松市	高松出張所	元派出所を昭和十七年二月出張所と改稱す
二 派 出 所			
明治四十一年四月	敦賀市	敦賀派出所	大正三年九月一旦廢止して該事務を福井出張所に於て取扱ひ居りしも大正八年九月再開せり
同 年同月	七尾市	七尾派出所	
昭和十六年四月	奥市	奥派出所	元駐在所を大正八年九月派出所とす

昭和十七年三月廿五日發行	昭和十七年三月十九日印刷	大正八平	大正九平	大正十平	大正十一平	大正十二平	大正十三平	大正十四平	大正十五平	大正十六平	大正十七平	大正十八平	大正十九平	大正二十平
		三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日
		三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日	三月廿五日

昭和十七年三月十九日印刷
 昭和十七年三月廿五日發行

(非賣品)

發行所 株式會社商業興信所
大阪市東區北濱三丁目七番地ノ甲
株式會社商業興信所内

編纂兼 發行者 杉山正一
大阪市東區北濱三丁目七番地ノ甲

印刷所 株式會社商業興信所
大阪市東區北濱三丁目七番地ノ甲
株式會社商業興信所内

印刷者 梶山倉三郎

噴霧器	岡山 森三
噴霧器	湯左會社 商業用
噴霧器	岡山 五一
噴霧器	湯左會社 商業用

昭和十三年三月廿五日發行
 昭和十三年三月十六日印刷

(未完)

917
203

製本控

919	兩	203	號	年	月	日
林武會社 商工興信所五十年誌						
冊						

備考

917
203

